

広島県告示第四百二十二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、県営のぞみが浜住宅、県営古浜住宅、県営吉和手崎住宅、県営栗原住宅、県営久保住宅、県営三美園住宅、県営新高山住宅、県営向東住宅、県営肥浜住宅、県営高須住宅、県営土生住宅、県営小田浦住宅及び県営室屋住宅並びに県営のぞみが浜住宅駐車場、県営古浜住宅駐車場、県営吉和手崎住宅駐車場、県営栗原住宅駐車場、県営久保住宅駐車場、県営三美園住宅駐車場、県営新高山住宅駐車場、県営向東住宅駐車場、県営肥浜住宅駐車場、県営高須住宅駐車場、県営土生住宅駐車場、県営小田浦住宅駐車場及び県営室屋住宅駐車場の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十三年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

- 1 名称及び代表者の氏名  
堀田・誠和共同企業体 株式会社堀田組 代表取締役 河本 一志
- 2 主たる事務所の所在地  
尾道市新浜一丁目九番二二号

二 変更事項及び内容

- 1 変更事項  
代表者
- 2 変更内容

変	更	前	変	更	後
堀田・誠和共同企業体 代表取締役 河本 政士		株式会社堀田組	堀田・誠和共同企業体 代表取締役 河本 一志		株式会社堀田組

三 変更年月日

平成二十三年四月一日